ハ　指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

| 厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
|---|---|
| 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 | 百分の八十 |
| (1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。（授業の終了後に行う場合を除く。） | |
| (2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては第二百六十九号告示第八号ロ(1)(五)に基づき定めた当該基準該当放課後等デイサービス事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。（授業の終了後に行う場合を除く。） | |

四　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表第1の福祉型障害児入所施設給付費の注2の(1)又は第2の医療型障害児入所施設給付費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び所定単位数に乗じる割合

指定障害児入所施設（法第二十四条の二に規定する指定障害児入所施設をいう。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

| 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
|---|---|
| 指定障害児入所施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている入所定員をいう。以下この号において「入所定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ(1)若しくは(2)に定める場合に該当する場合 | 百分の七十 |
| (1)　入所定員が五十人以下の場合　一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 | |
| (2)　入所定員が五十一人以上の場合　一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数を加えて得た数を超える場合 | |

**○厚生労働省告示第二百七十二号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条第二号中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

**○厚生労働省告示第二百七十三号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二条の三第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条第三号イ中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

**○厚生労働省告示第二百七十四号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

| 在宅就業支援団体の名称 | 変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 株式会社研進 | 神奈川県平塚市上吉沢字市場一五二〇番地一 | 神奈川県平塚市上吉沢一五二〇―一 | 平成二十四年二月一日 |
| | 神奈川県平塚市土屋字堀切二九六七番地一 | 神奈川県平塚市高根二七七 | |
| | 神奈川県平塚市高根字新山二七七番地 | | |
| 社会福祉法人進和学園 | 神奈川県平塚市上吉沢一五二〇―一 | 神奈川県平塚市上吉沢一五二〇―一 | 平成二十四年二月一日 |
| | 神奈川県平塚市土屋二九六七 | 神奈川県平塚市高根二七七 | |
| | 神奈川県平塚市高根二七七 | | |

**○厚生労働省告示第二百七十五号**

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

表熊本県の項を削る。